

北海道全域に発令されていた緊急事態宣言は令和3年6月20日に解除されましたが、感染の再拡大を防止するため『まん延防止等重点措置』が適用されることとなりました。

町民の皆様におかれましては、**6月21日(月)から7月11日(日)**の期間中、以下の取り組みへのご理解とご協力をお願いいたします。

【基本行動の徹底】

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離をとる、発熱時は外出しない

【外出の際は】

- 感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える
- 重症化リスクの高い方*と接する際は、リスク回避行動を徹底する
(*高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方)
- 札幌市との不要不急の往来は控える
- 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象都府県との不要不急の往来は極力控える

【飲食の際は】(飲食店等における時短要請は解除されています)

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える
- 黙食を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間、深酒せず、大声を出さず、会話の時はマスク着用)
- 路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動を控える

【職場内では】

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルを遵守する
- ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する

町内公共施設の利用制限解除

緊急事態宣言発令中に実施しておりました一部の町内公共施設の利用制限につきまして、6月21日(月)より制限を解除し、通常通り利用することが可能となっております。

なお、通常利用は可能となりましたが、基本的な感染防止対策はこれまで通り実施して参りますので、施設を利用される場合はご協力をお願いいたします。

(裏面もあります)

北海道釧路総合振興局管内の皆様へ

新型コロナウイルス感染の再拡大防止に向けて

本道における緊急事態宣言は解除されましたが、依然として厳しい医療提供体制が続いていることなどから、まん延防止等重点措置が適用されています。

釧路総合振興局管内においても、5月には、友人知人宅での会食による集団感染事例が発生するなど、多くの陽性者が確認されたところであり、現在は、皆さまのご協力により、感染状況は改善していますが、医療機関における集団感染の拡大が見られるほか、毎日陽性者が確認されるなど、予断を許さない状況にあります。

変異株により、感染が再拡大すると、医療提供体制は急速に危機的な状況に陥るおそれがあることから、引き続き、気を緩めることなく、感染防止対策と感染リスクを回避する行動を徹底いただくよう、お願いします。

- 不要不急の外出や移動を控える（感染リスクを回避できない場合）
- 札幌市との不要不急の往来は控える
- 不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は極力控える
- 飲食店等における業種別ガイドラインの遵守など感染防止対策の徹底（手指消毒設備の設置、アクリル板等の設置、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底など）
- 飲食に伴う感染リスクを回避する行動の徹底（上記対策が徹底されていない店の利用を控える、4人まで、短時間、深酒せず）

令和3年（2021年）6月21日

北海道釧路総合振興局長

＝ご不明な点やご相談はこちらまで＝

標茶町新型インフルエンザ等対策本部事務局

標茶町役場住民課環境衛生係 電話：485-2111（内線 126・127）



役場ホームページ
各種情報あります。